

建設DX推進支援助成金交付要綱

令和7年2月21日 建設局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、建設業界における働き方改革の推進や現下の厳しい担い手不足に鑑み、建設産業の将来にわたる持続可能な体制維持に向け、デジタル技術の活用による建設現場の生産性向上や安全確保、人材育成などを図るべく、デジタル技術の活用を進める企業を支援するための助成金の交付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「デジタル技術」とは、従来、人が行っていた作業を機械やシステム等で代替する技術。
- (2) 「対象事業主」とは、次の i から iii のいずれにも該当する者。
 - i 札幌市が発注する工事等を受注している者。
 - ii 札幌市税に滞納がない者。
 - iii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者。

(助成の対象となる取組)

第3条 前条で定める対象事業主が、第1条の目的のため、交付申請を行う年度内に札幌市が発注する工事や業務等において活用するデジタル技術かつ、発注者の承諾を得た取組とする。ただし、以下に該当する場合は、助成の対象とはならない。

- (1) 受注した工事等において、指定されている取組。
- (2) 既に技術が普及しており、一般化していると判断される取組。
- (3) 札幌市や国（独立行政法人を含む）、他の自治体等の助成や補助を受けている取組（受けることが決定しているものを含む）。

(助成金額)

第4条 前条に掲げる取組について、予算の範囲内において対象事業主に対して、取組に要する費用の2分の1の金額を助成するものとする。ただし、交付申請時に申請した金額または10万円の内、金額が低い方を助成額の上限とする。また、同一年度内において各対象事業主の助成は1回までとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、「建設DX推進支援助成金交付申請書（様式1）」及び「活用技術説明書（様式2）」のほか、様式2に示す書類を添付して原則取組の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、予算状況等により、募集期間を設定する場

合がある。

(交付決定等)

第6条 市長は申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を「建設DX推進支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式3）」により、対象事業主に通知するものとする。ただし、助成金の交付申請について、募集期間を設定した場合には、申請順ではなく抽選等の方法により交付対象者を決定する。

2 対象事業主は、助成金の交付決定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、その内容を速やかに市長に対して報告し、必要に応じて前条で定める書類を提出しなければならない。

(成果の報告)

第7条 活用技術説明書に掲げた取組の実施後、対象事業主は「成果報告書（様式4-1、様式4-2）」のほか、実施状況が分かる写真及び取組に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）を添付して市長に提出しなければならない。（申請を行った年度の末日である3月31日までに報告する）

(審査)

第8条 市長は前条に基づく報告を受けた後、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金を交付するものとする。

(調査等への協力)

第9条 対象事業主は、この要綱による助成金の交付等に関して、必要な調査等を市長が行うときにはこれに協力しなければならない。また、交付申請や成果報告として提出した書類に記載した情報（企業名など企業を特定する情報を除く）は、業界全体のDX推進に関する取組への利用について承諾したものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができ、助成金を交付している場合は返還を求めることができる。取消しにあたっては、「建設DX推進支援助成金交付決定取消通知書（様式5）」により対象事業主に対し通知するものとする。

- (1) 活用技術説明書に掲げた取組の実施を確認できないとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第9条に基づく調査に協力を得られないと認めたとき。
- (5) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。